保護具の正しい着用

始業前に読む文例です。保護具の点検、壊れたときの対応、指輪や手袋と巻き込まれの関係をまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長または安全担当者が、チームの前に立って	始業前。新しい人が入ったときや、職場の保護具が変わったとき	職場で使っている保護具：保護帽、保護めがね、手袋、耳栓、安全靴

読み上げる文例

おはようございます。今日のテーマは、いま身に着けている保護具です。保護帽、保護めがね、手袋、耳栓、安全靴。毎日使うものだからこそ、気にしなくなります。

保護具は最後の防護です。その前に、機械の安全装置、作業手順、職場の配置があります。それが働かなかったときのためにあるので、何も起きないと思っている瞬間にこそ、そろっていて状態がよいことが必要です。

よくある場面です。曇るからと保護めがねを額に上げたまま、隣の職場のグラインダーの前を通り、飛んできた切粉が目に入る。めがねは目のすぐ上にありました。

作業の前に点検します。保護帽にひびがなく、内装がそろっているか。めがねに視界をさまたげる傷がないか。手袋に穴がなく、作業に合ったものか。耳栓は清潔か。安全靴の先しんと靴底は傷んでいないか。

壊れていたら、すぐに報告します。テープで直さない、人のものを借りない、そのまま作業を続けない。

そして忘れがちなのが、指輪、ブレスレット、ネックレス、長い髪です。回転する部分の近くでは、それ自体が危険になります。ボール盤のように回転する刃物に手が巻き込まれるおそれがある作業では、手袋も使いません。

最後に指差呼称です。「保護具よし」。保護具は、職場に入ってから出るまで、着けているあいだだけ守ってくれます。

法令の定め

- 労働安全衛生規則第35条は、雇入れ時や作業内容の変更時の教育の内容に、保護具の性能と取扱い方法（第1項第2号）と作業開始時の点検（同項第4号）を含めています。
- 回転する刃物に手が巻き込まれるおそれがあるときは手袋を使わせてはならず（第111条）、動力で動く機械に髪や服が巻き込まれるおそれがあるときは作業帽や作業服を着用させます（第110条）。労働者にも、それに従う義務があります。

出典：労働安全衛生規則第35条、第110条、第111条（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **作業の前に、保護具の何を確認しますか**
 *答えの例：*保護帽にひびがないか、めがねでよく見えるか、手袋に穴がなく作業に合っているか、耳栓が清潔か、安全靴が傷んでいないかです。雇入れ時の教育には、保護具の性能と取扱い方法が含まれます（安衛則第35条第1項第2号）。

2. **手袋をしてはいけない作業はありますか**
 *答えの例：*あります。ボール盤や面取り盤など、回転する刃物に手が巻き込まれるおそれがあるときは、手袋を使いません（安衛則第111条）。

3. **髪や服が機械に巻き込まれないようにするには、どうしますか**
 *答えの例：*動力で動く機械に髪や服が巻き込まれるおそれがあるときは、適当な作業帽や作業服を着用します。着用を命じられた労働者には、着用する義務があります（安衛則第110条）。

出席者

日付 _____　職場 _____　進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。

この危険を練習する: fyware.com/jp/hogogu-vr · ほかの安全朝礼ネタ: fyware.com/jp/shiryo/anzen-chorei-neta/hogogu